後期高齢者医療制度に関する保険料の差押え状況

市町村名	2010年		内訳					1件件数の平均額（円）
	差押件数	差押金額（円）	預貯金	生命保険	不動産	国税還付金	年金	
北見市	8	311,300	8	0	0	0	0	38,912.5
夕張市	2	185,600	0	0	0	1	1	92,800.0
網走市	6	446,200	3	0	0	0	3	74,366.7
芦別市	11	122,043	9	0	0	2	0	11,094.8
赤平市	6	251,986	1	0	0	2	3	41,997.7
名寄市	13	1,854,222	1	1	0	11	0	142,632.5
三笠市	2	221,800	2	0	0	0	0	110,900.0
滝川市	1	114	1	0	0	0	0	114.0
砂川市	1	4,000	1	0	0	0	0	4,000.0
富良野市	2	68,727	1	0	0	1	0	34,363.5
北斗市	12	579,755	8	0	0	1	3	48,312.9
八雲町	2	195,400	1	1	0	0	0	97,700.0
倶知安町	1	83,500	1	0	0	0	0	83,500.0
仁木町	1	8,000	1	0	0	0	0	8,000.0
栗山町	1	21,500	1	0	0	0	0	21,500.0
羽幌町	1	11,600	0	0	0	1	0	11,600.0
斜里町	6	54,000	6	0	0	0	0	9,000.0
遠軽町	2	163,200	1	0	1	0	0	81,600.0
豊浦町	4	160,432	4	0	0	0	0	40,108.0
浦河町	2	814,900	0	0	0	1	1	407,450.0
釧路町	3	209,000	0	0	0	0	3	69,666.7
計	87	5,767,279	50	2	1	20	14	66,290.6

北海道保健福祉部　健康安全局

緊急小口資金

貸付限度	100,000円
据置期間	2カ月以内
償還期間	8カ月以内
貸付利率	無利子
交付方法	一括交付
貸付対象	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の生活費等
使途目的	①医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき ②給与等の盗難又は紛失によって生活費が必要なとき ③火災等被災によって生活費が必要なとき ④その他これらと同等のやむを得ない事由によるとき ・年金、保険、公的給与等の支給開始までの生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減 ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金(灯油代・ガス・電話などのライフライン)の支払いによる支出増 ・事故等により、損害を受けた場合による支出増(ただし、借受人の日常生活に支障をきたす事故等の場合に限る) ・社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増
必要な添付書類	・健康保険証(写)及び住民票(写) ・顔写真が貼付された身分証明書(写) ・借入理由確認書類
留意事項	・生活保護世帯は貸付対象外(貸付が収入と認定されるため。また償還金収入控除の前提がないため)。 ただし、初回の生活保護費受給までの生活費については「福祉事務所長意見書」に基づき対応を検討する。 ・他制度優先の原則から、市町村社協の応急援護資金・法外援護資金等が利用できる場合は、緊急小口資金より他資金を優先する。 ・借入申込に際しては、面接相談を行うこと。 ・申込時に、借用書・預金口座振替依頼書を提出する。 ・申込書類一式についてFAX送信されたもので受付し審査する。道社協からの原本送付依頼により速やかに原本を送付すること。 ・送信不達の事故を防ぐため、併せて道社協に申込書類送信の旨、電話を入れること。 ・送金手続きは原本が道社協へ到着してからとなる。 ・生活費が不足する場合であっても、今後の生活の見通しが立たない場合は貸付対象とならない。

添付書類一覧(例)

使途目的	具体的確認内容	添付書類	添付書類がない場合
医療費または介護費の支払い等臨時の生活費が必要なとき	医療費、介護費その他療養・介護に不随する費用の内訳	・診断書 ・医療費請求書 ・介護費請求書 ・要介護認定書 ・支払軽費内容が確認できる書類	念書作成
給与等の盗難または紛失によって生活費が必要なとき	盗難または紛失の発生状況	・盗難・紛失届報告書	左記報告書作成
火災等被災によって生活費が必要なとき	火災やその他の災害の被災状況	・罹災証明	念書作成
年金、保険、公的給付等の支給開始までに必要な生活費	年金・保険・公的給付等の支給開始時期	・支給決定通知書 ・給付決定通知書 等	念書作成
会社からの解雇、休業等による収入減	収入減少の経緯、今後の収支の見通し	・解雇通知書(写) ・休職証明書(写) ・離職証明書(写) ・雇用保険受給資格者証(写) ・内定通知書(写) ・雇用証明書(写)	念書作成 市町村社協調査意見書
滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料、公共料金の支払いによる支出増	滞納状況、支払日	・領収書(写)	念書作成 市町村社協調査意見書
事故等により損害を受けた場合による支出増	事故等の状況、支払日	・交通事故証明書 ・写真 ・領収書(写) ・請求書(写)	念書作成 市町村社協調査意見書
社会福祉施設等からの退出に伴う賃貸住宅の入居に伴う敷金、礼金等の支払いによる支出増	退出前の状況、賃貸契約日	・賃貸契約書(写) ・領収書(写) ・入所確認が出来る書類(写)	念書作成 市町村社協調査意見書

※その他、市町村社協会長が必要と認めた場合、民生委員調査書を作成し提出

高校教育費制度の活用2011年度版〈すべて無利子です〉

2011.6月

	公立高校		私立高校				新生活福祉資金		母子寡婦福祉資金	
	授業料免除	高校生徒奨学金	就学支援金（国新設）	授業料軽減補助（道改定）	高校生徒奨学金	私立高入学金	就学支度費	教育支援費	就学支度資金	修学資金
	・道教委 ・高校に問い合わせ	・北海道高等学校奨学会 ・高校に問い合わせ	・道庁学事課	・道庁学事課 ・高校に問い合わせ	・北海道高等学校奨学会 （011-222-6166） ・高校に問い合わせ		市町村社会福祉協議会		市町村役所母子福祉課	
対象者	・専攻科生徒者 ・札幌4人世帯437万円。自営業者は住民税所得割非課税者特別の事情で納付困難	4人年収768万円程度 事業所得314万円 成績条件なし	全生徒対象 所得により加算がつく	・生保世帯 ・市町村民税所得割が18,900円以下の世帯 ・その他	4人年収787万円程度以下（目安） 事業所得327万円 成績条件なし	生活保護世帯 市町村民税非課税世帯。申し込み時に失業して収入のない世帯	低所得（2人収入420万円。3人480万円　4人540万円） ＊収入から税金・社保料を控除した金額 ・母子寡婦資金や公的資金の貸し付けを受けても賄えない場合は利用可。 ・生保世帯も利用可		母子世帯 寡婦世帯	
支給額	授業料全額免除	月額1万、1.5万、2万、2.5万から希望額を選択する。 ＊募集停止で通学区域内の他校に行く場合は、3万、3.5万も可	・基本額 9,900円 ・市民税所得割非課税19,800円 ・市民税所得割18,900円未満14,850円	10,000円を限度として授業料負担額との差額分が支給される。	1万、1.5万、2万 2.5万、3万、3.5万から選択	20万円以内	50万円以内で入学に際して必要な経費	高校　35,000円以内 高専　60,000円以内 大学　65,000円以内	小学　39,500 中学　46,100 公立高校・高専 自宅　150,000 自宅外　160,000 私立高校・高専 自宅　410,000 自宅外　420,000	公立（一般） 自宅　18,000 自宅外　23,000 私立 自宅　30,000 自宅外　35,000
申請	学校で通年受付	学校 5月1日～6月25日 中3時予約申し込み可	学校	学校 6月1日～6月25日	学校 5月1日～6月25日 中3時予約申し込み可	学校 3月下旬～4月初旬	市町村社協	市町村社協 ・推薦入学合格時から ・その他は随時	市町村の窓口	
必要書類	源泉徴収票 課税証明書	所得証明書 奨学生推薦書	加算対象世帯は、課税証明書	源泉徴収票か所得証明書	源泉徴収票か所得証明書	生保受給証明書 課税証明書	・合格通知書または入学許可書の写し ・諸経費の内訳書	源泉徴収票 自営業は確定申告書控。生保の場合は福祉事務所長意見書		
返済	なし	貸付け期間終了後1年据え置き、12年以内 返済猶予・免除あり。	なし	なし 軽減した学校に対して補助される制度	貸付終了後1年据え置き、12年以内 返済猶予・免除あり	1年据え置き 高2から12年以内 猶予の相談できる	卒業後6カ月据え置き、15年以内 無利子		卒業後6カ月据え置き、20年以内	
備考	22年4月から授業備料無償化が実施。専攻科300人が無償化対象外となったため、制度は存続し活用できる。	生徒が借受人 父母が連帯保証人 他に1人の連帯保証人必要。 連帯保証人（住民票、印鑑登録証明書、親権者以外の人は20才～60才の者で職業を有する者。）	支援金は、生徒に替わり学校が受け取り、授業料に当てられます。	年度途中でも枠があれば申請できる。事由が発生した日の属する月から適用	生徒が借受人 父母が連帯保証人 他に1人の連帯保証人必要。	生徒が借受人 父母が連帯保証人 他に1人の連帯保証人必要。	就学者が借受人 親は連帯借受人になる。他に連帯保証人はいらない。 ・他公的貸付制度の可能性があれば活用優先	親が連帯借受人になる ・奨学金が優先だが、推薦からもれたとか連帯保証人がいない場合は受付る。	児童が借りれば親が連帯保証人になる 親が借りれば、児童が連帯借受人になる	左と同じ

国保一部負担金減免等に係る基準等の状況（2010年度）

市町村名	基準等の制定		実績の有無		市町村名	基準等の制定		実績の有無		市町村名	基準等の制定		実績の有無		市町村名	基準等の制定		実績の有無		市町村名	基準等の制定		実績の有無	
	有	無	有	無		有	無	有	無		有	無	有	無		有	無	有	無		有	無	有	無
札幌市	○		○		石狩市	○			○	沼田町	○			○	利尻富士町		○		○	上士幌町	○			○
函館市	○			○	当別町	○			○	幌加内町	○			○	大空町	○			○	鹿追町	○			○
小樽市	○			○	新篠津村	○			○	鷹栖町	○			○	美幌町	○			○	新得町	○			○
旭川市	○		○		松前町	○			○	当麻町	○			○	津別町	○			○	清水町	○			○
室蘭市	○			○	福島町	○			○	比布町	○			○	斜里町	○			○	芽室町	○			○
釧路市	○		○		知内町		○		○	愛別町	○			○	清里町	○			○	中札内村	○			○
帯広市	○		○		木古内町	○			○	上川町	○			○	小清水町	○			○	更別村	○			○
北見市	○			○	北斗市	○			○	上富良野町	○			○	訓子府町	○			○	大樹町	○			○
夕張市	○			○	七飯町	○			○	中富良野町	○			○	置戸町	○			○	広尾町	○			○
岩見沢市	○			○	鹿部町	○			○	南富良野町	○			○	佐呂間町	○			○	幕別町	○			○
網走市	○			○	森町	○			○	占冠村	○			○	遠軽町	○			○	池田町	○			○
留萌市	○			○	八雲町	○			○	和寒町	○			○	湧別町	○			○	豊頃町	○			○
苫小牧市	○			○	長万部町	○			○	剣淵町	○			○	滝上町	○			○	本別町	○			○
稚内市	○			○	江差町	○			○	下川町	○			○	興部町	○			○	足寄町	○			○
美唄市	○			○	上ノ国町	○			○	美深町	○			○	西興部村	○			○	陸別町	○			○
芦別市	○			○	厚沢部町	○			○	音威子府村	○			○	雄武町	○			○	浦幌町	○			○
江別市	○		○		乙部町	○			○	中川町	○			○	豊浦町	○			○	釧路町	○			○
赤平市	○		○		奥尻町	○			○	増毛町	○			○	洞爺湖町	○			○	厚岸町	○			○
紋別市	○			○	せたな町	○			○	小平町	○			○	壮瞥町	○			○	浜中町	○			○
士別市	○			○	今金町	○			○	苫前町	○			○	白老町	○			○	標茶町	○			○
名寄市	○			○	寿都町	○			○	羽幌町	○			○	安平町	○			○	弟子屈町	○			○
三笠市	○			○	岩内町	○			○	初山別村	○			○	厚真町		○		○	鶴居村	○			○
根室市	○			○	余市町	○			○	遠別町	○			○	むかわ町	○			○	白糠町	○			○
千歳市	○			○	南幌町	○			○	天塩町	○			○	平取町	○			○	別海町	○			○
滝川市	○			○	由仁町	○			○	幌延町	○			○	日高町	○			○	中標津町	○			○
砂川市	○			○	長沼町		○		○	猿払村		○		○	新冠町	○			○	標津町	○			○
深川市	○			○	栗山町	○			○	浜頓別町		○		○	新ひだか町	○			○	羅臼町	○			○
富良野市	○			○	月形町	○			○	中頓別町	○			○	浦河町	○			○	大雪広域	○			○
登別市	○			○	空知広域	○			○	枝幸町	○			○	様似町	○			○	後志広域	○			○
恵庭市	○		○		妹背牛町	○			○	豊富町	○			○	えりも町	○			○					
伊達市	○			○	秩父別町	○			○	礼文町	○			○	音更町	○		○						
北広島市	○			○	北竜町	○			○	利尻町	○			○	士幌町	○			○	合　計	151	6	8	149

○ 2010 年度中に減免等に係る基準等を制定した保険者　　木古内町、芽室町、池田町

○ 2010 年度の減免実績

区分	減免の理由	件　数	金　額
1	震災、風水害、火災、その他これらに類する火災により死亡し、精神又は身体に著しい障害を受け又は資産に重大な損害を受けたとき	－ 件	－ 千円
2	干ばつ、冷害、凍霜雪害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する理由により収入が減少したとき	－ 件	－ 千円
3	事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき	129 件	11,564 千円
4	前各号に掲げる事由に類する事由があったとき	8 件	3,843 千円
計		137 件	15,407 千円

北海道保健福祉部健康安全局